

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 東門前蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
さいたま市見沼区大字丸ヶ崎字金草 原一五六一番二地先から蓮田市大字 馬込十二番二六六八番一地先まで		区 間
一二・一六〇 一二・四八	一〇・五〇〇 一〇・六〇	敷地の幅員 (メートル)
三四・七〇		延長 (メートル)
		備 考